

令和5年 第3回  
佐伯市議会定例会

委員会提出議案

6月定例会  
佐伯市議会

令和5年第3回佐伯市議会定例会 議案目次

委員会提出議案

番 号	件 名	ページ
第 3 号	佐伯市議会議員定数条例及び佐伯市議会委員会条例の一部改正について	1
第 4 号	佐伯市議会会議規則の一部改正について	2

委員会提出議案第 3 号

佐伯市議会議員定数条例及び佐伯市議会委員会条例の一部改正について  
佐伯市議会議員定数条例及び佐伯市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年7月5日提出

佐伯市議会 議会運営委員会  
委員長 山野内 眞 人

佐伯市議会議員定数条例及び佐伯市議会委員会条例の一部を改正する条例  
(佐伯市議会議員定数条例の一部改正)

第1条 佐伯市議会議員定数条例(平成23年佐伯市条例第61号)の一部を次のように改正する。

本則中「25人」を「22人」に改める。

(佐伯市議会委員会条例の一部改正)

第2条 佐伯市議会委員会条例(平成17年佐伯市条例第357号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「9人」を「8人」に改め、同項第2号及び第3号中「8人」を「7人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、同日から起算して1年9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の佐伯市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

理 由

次の一般選挙から適用する本市議会議員の定数を改めるとともに、常任委員会の委員定数を改めたいので提出する。

委員会提出議案第 4 号

佐伯市議会会議規則の一部改正について  
佐伯市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和5年7月5日提出

佐伯市議会 議会運営委員会  
委員長 山野内 眞 人

佐伯市議会会議規則の一部を改正する規則  
佐伯市議会会議規則（平成17年佐伯市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第14条第1項及び第17条中「3人」を「2人」に改める。

附 則

この規則は、佐伯市議会議員定数条例及び佐伯市議会委員会条例の一部を改正する条例（令和5年佐伯市条例第 号）附則第1項ただし書に規定する日から施行する。

理 由

佐伯市議会議員定数条例の一部改正に伴い、議案及び修正動議の提出要件を改めた  
いので提出する。